七　登録養成施設の名称　岡山科学技術専門学校
八　登録養成施設の所在地　岡山県岡山市北区昭和町八番一〇号
九　登録養成施設の長の氏名　中桐　上雄
十　学科又は学科に相当するものの名称　測量環境工学科
十一　養成業務開始年月日　平成十七年四月一日
10
一　登録養成施設の別　測量士養成施設
二　登録年月日　平成二十六年八月三十一日
三　登録番号　士・第1―㈢号
四　登録養成施設設置者の名称　学校法人電波学園
五　登録養成施設設置者の住所　愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目七番二一号
六　法人である場合の代表者の氏名　小川　明治
七　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校
八　登録養成施設の所在地　愛知県名古屋市中区金山二丁目七番一九号
九　登録養成施設の長の氏名　鈴木　茂樹
十　学科又は学科に相当するものの名称　測量研究科
十一　養成業務開始年月日　平成十七年四月一日

○国土交通省告示第千二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の廃止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

1
一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　学校法人鶴学園
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　広島工業大学専門学校
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第14―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　広島県広島市佐伯区三宅二丁目一番一号
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十六年八月三十日
2
一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　学校法人後藤学園
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　智泉福祉製菓専門学校
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第18―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　大分県大分市桜ヶ丘七番八号
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十六年八月三十一日

○国土交通省告示第千二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
赤ハデ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好郡東みよし町加茂

六九二六番	一号
六九二三番	二号
六九二二番	三号から五号まで
六九一九番七	六号
六九一五番	七号
六九一二番	八号
六九〇三番	九号
六九〇四番	十号
六九〇〇番	十一号

○国土交通省告示第千二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県魚津市大沢

一三五三番	一号
字湯ノ膳　六八番	二号
字大沢谷　八二七番	三号
八二五番	四号
八〇六番	五号

富山県魚津市黒沢

字上山大平　一一六番	六号
九三番	七号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野積川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十四年建設省告示第千四百四十号で指定した野積川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県富山市八尾町東葛坂

一四九番	一号から三号まで
富山県富山市八尾町西葛坂	
一五番	四号
一四番	五号
一一番	六号
一〇番	七号
一九番	八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱九号と十三号を昭和三十四年建設省告示第千四百四十号で指定した野積川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県富山市八尾町西葛坂	
字東野尻　九二番	九号
九〇番	十号及び十一号
八六番	十二号及び十三号

○国土交通省告示第千二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
爛川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年建設省告示第二百七十号で指定した爛川に掲げる土地の区域を除く。）
香川県さぬき市大川町南川

字星越　一四五〇番一	一号
一四四九番一	二号
一四四八番二	三号
一四四四番一	四号
一四五五番三	五号及び六号
一四五五番一	七号

○海上保安庁告示第百十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所
茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯二九度一〇分東経一三〇度、北緯二九度一〇分東経一三〇度三〇分、北緯二八度一〇分東経一三〇度三〇分、北緯二七度東経一二九度二〇分、北緯二七度東経一二七度一〇分、北緯二八度一〇分東経一二七度一〇分、北緯二八度一〇分東経一二九度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
ロ　期間　平成二十六年十月十六日から平成二十六年十月二十七日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　十管区水路通報第三十九号（平成二十六年十月三日発行）、十一管区水路通報第三十九号（平成二十六年十月三日発行）